

平成 26 年 5 月 29 日 開会

平成 26 年 5 月 29 日 閉会

(臨時第 4 回)

大山町議会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第96号

平成26年第4回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成26年5月26日

大山町長 森田 増範

- 1 日 時 平成26年5月29日(木) 午前9時30分
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 1) 議案第73号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 2) 議案第74号 平成26年度大山町一般会計補正予算(第1号)
- 3) 議案第75号 平成26年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 3) 議案第76号 平成26年度大山町介護保険特別会計補正予算(第1号)

○開会日に応招した議員

| | |
|-----------|-----------|
| 加 藤 紀 之 | 大 原 広 巳 |
| 大 杖 正 彦 | 圓 岡 伸 夫 |
| 遠 藤 幸 子 | 米 本 隆 記 |
| 大 森 正 治 | 杉 谷 洋 一 |
| 野 口 昌 作 | 近 藤 大 介 |
| 西 尾 寿 博 | 吉 原 美 智 恵 |
| 岩 井 美 保 子 | 岡 田 聡 |
| 西 山 富 三 郎 | 野 口 俊 明 |

○応招しなかった議員

なし

第 4 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

平成 26 年 5 月 29 日 (木曜日)

議 事 日 程

平成 26 年 5 月 29 日 午前 9 時 32 分開会

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 73 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 74 号 平成 26 年度大山町一般会計補正予算 (第 1 号)

日程第 5 議案第 75 号 平成 26 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 6 議案第 76 号 平成 26 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (16 名)

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 加 藤 紀 之 | 2 番 | 大 原 広 巳 |
| 3 番 | 大 杖 正 彦 | 4 番 | 遠 藤 幸 子 |
| 5 番 | 圓 岡 伸 夫 | 6 番 | 米 本 隆 記 |
| 7 番 | 大 森 正 治 | 8 番 | 杉 谷 洋 一 |
| 9 番 | 野 口 昌 作 | 10 番 | 近 藤 大 介 |
| 11 番 | 西 尾 寿 博 | 12 番 | 吉 原 美 智 恵 |
| 13 番 | 岩 井 美 保 子 | 14 番 | 岡 田 聡 |
| 15 番 | 西 山 富 三 郎 | 16 番 | 野 口 俊 明 |

欠席議員 (なし)

欠員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小 谷 正 寿 書記 …………… 提 嶋 護 大

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森 田 増 範 副町長 …………… 小 西 正 記
総務課長 …………… 酒 嶋 宏
税務課長 …………… 野 間 一 成(10時39分退席)
水道課長 …………… 白 石 貴 和 住民生活課長 …………… 森 田 典 子
福祉介護課長 …………… 持 田 隆 昌 保健課長 …………… 後 藤 英 紀

- 議長（野口 俊明君） おはようございます。開会前に議員の皆さんと執行部の皆さんに申し上げます。本年もクールビズに取り組んでいるところでありまして、議会におきましても本臨時会から10月末まで上着・ネクタイは本人の自由といたします。よろしくお願いいたします。

午前9時32分 開会

- 局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。
-

開会・開議・議事日程

- 議長（野口 俊明君） ただいまの出席議員は、16人です。定足数に達していますので、平成26年第4回大山町議会臨時会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（野口 俊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番 米本隆記君、7番 大森正治君を指名します。
-

日程第2 会期の決定について

- 議長（野口 俊明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日限りに決定いたしました。
-

日程第3 議案73号

○議長（野口 俊明君） 日程第 3、議案第 73 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） おはようございます。

ご上程いただきました、議案第 73 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、国民健康保険事業の運営にかかる財源を確保し、財政の健全化を維持するため、国民健康保険税の税率・税額を改正するものでございます。

本町国民健康保険事業の運営は、医療費等や関連支出の増加により、平成 21 年度から単年度収支の赤字が続いております。この間、不足する財源につきましては、国保基金を取り崩して補うとともに、平成 24 年度からは国民健康保険税の税率・税額の改正を行ってまいりました。

このような状況の中で、平成 26 年度につきましても、単年度収支は、約 9,040 万円の赤字、前年度からの繰越金を含めましても、約 6,160 万円の財源が不足する見込みとなっているところであります。

この不足する財源につきましては、来年度以降も厳しい財政運営が予想され、国保基金の残高も、少なくなってきたことから、国保基金の取り崩しとあわせて、国民健康保険税を増額する税率・税額の改正を行い、財源を確保するものでございます。

主な改正の内容について、ご説明を申し上げます。

まず、医療分につきましては、所得割算定率を 100 分の 6.76 に、均等割額を被保険者 1 人当たり 2 万 5,000 円に、平等割額を 1 世帯当たり 2 万 800 円、特定世帯は、1 万 400 円、特定継続世帯は、1 万 5,600 円に改めるものでございます。

次に、後期高齢者支援金分につきましては、所得割算定率を 100 分の 2.36 に、均等割額を 8,600 円に、平等割額を 7,000 円、特定世帯は 3,500 円、特定継続世帯は 5,250 円に改めるものであります。

介護納付金分につきましては、所得割算定率を 100 分の 2.80 に、均等割額を 1 万 1,600 円に、平等割額を 6,400 円に改めるものであります。

また、軽減世帯に対する減額につきましても、改正税額にあわせてそれぞれ改めるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の大山町国民健康保険税条例は、平成 26 年度分の国民健康保険税から適用し、平成 25 年度分までの国民健康保険税につきましては、なお、従前の例によることといたしておるところであります。

以上で、議案第 73 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

す。

○議長（野口 俊明君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 昨年の国保条例の一部改正が議題となった議会においても述べたように、高すぎる国保税の元凶は、国が国保への負担金を減らしてきたところにあります。説明資料を見ても、歳入の平成 22 年度決算の国・県支出金は約 7 億 7,000 万円に対し、24 年度決算では約 6 億 7,000 万円で、1 億円減っています。昨年の会議録を見ますと、町村長会を通じて、国に今以上の負担を求めるつもりはないかと聞いたところ、町長は、今後検討させていただきたいと考えていると答弁されていますけれども、あらためてあらゆる機会を通じて、今以上の負担を国に対して求めるつもりはないのか、また、検討した結果をお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 歳出の数字についての裏付けといたしますか、根拠については担当のほうから述べさせていただきたいと思いますが、ご質問の国保税、国の負担へのお願い、これにつきましては、全国町村会を含めて、国保連合会とした大きな体制のなかでも要請をし、現在に至っているというところでもあります。引き続きそうした要請は続けていきたいという具合に考えているところでもあります。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 大きい団体へのそういう運動については、理解しているつもりですが、現実に町長がですね、町長自らの口からそういう要請があったのかどうか。その 1 点にだけについてお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 私事でございますけれども、県の国保連合会の副理事長という職も兼ねさせていただいております。そうした場を通じて、発言をさせていただいているということでもあります。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（7 番 大森 正治君） 議長 7 番。

○議長（野口 俊明君） 7 番 大森 正治君。

○議員（7 番 大森 正治君） これまでも何度も議論されてきた国保会計ですが、根本的には今も先ほどちょっとあったように、国からの国庫負担が非常に減らされたために、各自治体とも大変な状況が生まれているということが、共通の認識になっている

わけですけれども、それは分かるんですが、かといって国の責任にしておたって、住民の負担は増えるばっかしということになっているわけですが、今回の引き上げ、大山町の国保税、3年連続の引き上げになります。1人あたりの国保税ということで、担当課のほうから分かりやすく、分かりやすい数字で示されているわけですけれども、昨年度比で7,150円もの引き上げです。そして一人あたりの国保税が約11万円になると、年間、ということですが、今の町民の皆さん、とりわけ国保加入者の皆さんの暮らしぶりを考えるならば、これ大きな負担だろうというふうに私は認識するんですけれども、町長はこの3年連続、そして、今年度、昨年度比で7,000円もの引き上げについて、どのような認識をもっていらっしゃるのか。こういう加入者負担について、どういう認識なのか、どう考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 国保税の考え方ということでありますけれども、先ほども説明のなかにも申し述べさせていただきましたけれども、平成21年、22年、23年、これにつきましては、非常に厳しい経済、現在も厳しい状況ではありますけれども、そうした地域経済の状況を踏まえる中で、据え置きを3年続けさせていただきました。そういった経過を踏まえる中で、基金の取り崩しで対応していたという経過があるわけですけれども、24年度にあたりましてはそうした基金の状況、あるいは医療費の増えてくる状況のなかでの、税制の改正のお願いをいたしました、というところであります。

25年につきましても、この状況のなかで、基金というものの状況を踏まえながら、議会の皆様のご理解をいただきながら、基金の取り崩しをしながら、税制の改正を受けいただいたというところであります。

26年につきましてもそうした状況を踏まえて、今現在1億円ほどの基金があるわけありますけれども、この度の26年度の収支の見込みを立てますと、約9,000万ほどの赤字の状況があるということ、そして、繰越金を差し引きましても6,000万ほどの足りない状況があるということでありまして、このことを踏まえて、そのうちの3,000万を基金からの取り崩し、そして残りの3,000万に充当するものを税額改正での充当という具合にさせていただいているところであります。いろいろなご意見もあると思いますけれども、そうした状況を踏まえての提案であります。

そしてもう1点は、この内容をいろいろと精査する中で、高額医療の提供からのものが大きくあるわけでありまして。担当課も含めていろいろ協議をするなかで、高額医療にある、あるいはその予備軍にある方々に対しての対応をしっかりとやっていくということが大事だろうと思いますし、医療費の増にならないための取り組みを、啓発活動を含めて、特にその26年、これまでも広報やってきたわけではありますけれども、さらに積極的に充実した内容での取り組みをしていこうということで担当課ともいろいろと話し合

いをし、その取り組みを進めつつあるというところでもあります。

○議員（7番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 私が聞いているのは、今の行政側の言い分、あると思います。そういうことだけではなくて、それにもなって、今の町民のとりわけ国保加入者の世帯の方々の生活実態を見るときに、どう認識されているのかということを知っているんです。

はたして本当に今の国保加入者の生活実態を踏まえたものになっているのか、非常に私は疑問を感じるものなんですね。ご承知のように、この税の滞納の中で最も国保税の滞納が多いと、ダントツに多いという実態があるわけです。これを見ただけでも、払うに払えない、みなさんほとんどの人が、払いたいけどもなかなか払えないんだということが示されているわけですが、そういう実態を踏まえるならば、またここでこういうふうな値上げを、引き上げをすることに町長は痛みを感じられないのか。そういう点を一つ聞いていたというふうに私は思うんですけどね。そこも答えていただきたいんですが、と同時にですね、その引き上げ方法が他になかったのか、ごめんなさい、引き上げない方法ですね、引き上げなくても、つまり加入者の負担をしなくてもいい方法を部内では論議されなかったのか。それも併せてお聞きします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 厳しい方々への、経済的に厳しい方々への痛みというようなことのお話がありましたけども、もちろんそういったことについても、感じ考えつつ、考えているわけでありましてけれども、この国保会計、保険料を踏まえる中で、特に、国保の運営協議会でもいろいろとご意見をいただいたりする中で、この答申をいただいて、この度の提案をさせていただいているというところでございます。

よろしく願いいたします。

○議員（7番 大森 正治君） 内部では論議させたくないというのか。

○町長（森田 増範君） 内部での論議については、担当のほうからお答えします。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑は。

○議員（7番 大森 正治君） いやいや。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長 住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） お答えいたします。部内での検討はどうであったかというご質問でございます。

担当課といたしましても、決算の状況を見定めながら26年度の状況どのように考えていくのかということにつきまして、試算をしながら検討してまいった経過がございます。

す。繰入をしない場合、2,000万円を繰り入れした場合、3,000万円を繰り入れした場合というような段階的な数値も出しながら検討をしてまいりました。基金の残高の状況、住民の方の3年目の増税ということになりますが、そういったような流れも見据えながら、今回の内容の案の方を運営協議会の方に諮問して、答申をいただいたという経過でございます。

○議員（7番 大森 正治君） 議長 7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） ではどうしたら、税率、税額等上げないで、据え置くかということの、検討はなされなかったということですね。そこを私は問いたいと思うんですけども。どういう方法があるのかないのかっていう、そういう検討なされなかったわけですか。もうちょっと踏み込んで質問しますとね、不足額の6,000万円、これをどう穴埋めするかということで、その半分の約3,000万円は基金を繰り入れて賄うというのは分かります。あと3,000万円ほどをどうするのかということですけども、それがこの度の引き上げにつながったわけですが、そこを何とか負担が無いように、住民の皆さんの負担が無いようにする方法はないかという検討はなかったのか。つまり、私もかねて言っているんですけども、その財源としてね、一般会計からの繰り入れは考えられなかったのか。いわゆる法定外繰り入れですね。それを検討されることはなかったのかお聞きしたいと思います。

○副町長（小西 正記君） 議長 副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 引き上げの財源として、6,000万円の不足額に対しての繰り入れというふうなことで、基金の3,000万の取り崩し、あるいは税で上げるのか、一般会計からの繰り入れではどうかというご質問でございますが、基本的には住民の方の負担にお願いしたいということで申しております。基本的には受益を受けられるのは、その保険の利用者でありますので、基本的には保険の加入者からお願いしたいというのが、基本的な考え方で取り組んでおります。

また、滞納につきましては、納付回数、納税につきましては、これまで議会の皆様のご協力を得ながら、4回を納付回数8回にしたりして、収めやすい状況にさせていただいておるところでありますし、また低所得者の方につきましては、減免制度もございますので、一概に全部苦しいというふうな一括した論議ではなされない。保険制度にもそういう減免制度、苦しい生活の方については、減免して、安く保険を利用しているという制度もございますので、そこを勘案した場合、負担増になっている部分については、利用者のほうにしたいというのが町の基本的なスタンスであります。

○議長（野口 俊明君） 静かにしてください。他に質疑ありませんか。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 14 番 岡田 聰君。

○議員（14 番 岡田 聰君） 説明資料がございます。これを見ますと一見どうして保険税を引き上げにやなんのか、疑問がありますが。というのは、保険給付費が増えるから、毎年どんどん上がるから、保険税も上げなければならないという、とっていたんですけども、実際見ますと、保険給付費 23 年から 24 年度にかけてはマイナス 2,700 万円。24 年度、25 年度によっては、25 年度は決算見込みですが、前年対比マイナス 7,500 万円も保険給付費は減っております。歳出計も減っておりますね、25 年、26 年。歳入のほうも見ますと、25 年度保険税 3,800 万円も税が上がっておりますが、26 年度はマイナス 2,800 万円。大きく減っているのは、療養給付費交付金というのが 7,000 万円も減っております。ということで、これを見ますと病気をしないように心掛けて、医療費の保険給付費を減らせば保険税は下がると思ってたんですけども、逆に交付金が減って、会計自体が苦しくなっている状況でございますが、そこらへんの、何年か軽減していけば交付金も安定してきて、会計に良い影響がでるのかですね、そこらあたりご質問をしたいと思います。

それから、値上げ値上げで先ほどもございました。かなりな大きな金額を年間払うわけですが、今回の値上げで一層滞納金が増えていく、そういうふうに思いますが、そのあたりの対策をどう考えるのか、その点についてお願いいたします。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長 住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） 岡田議員さんのご質問にお答えいたします。

保険給付費が減額になっておる状態で国保税のアップということについてのお尋ねだったというふうに思います。資料の方には具体的な数字をあげておるところなんですけども、25 年度の保険給付費の減の内容につきましては、高額な方の、高額な医療費を受けておられた方の異動によります給付費の減ということでございます。

歳入のほうなんですけど、その異動に伴いまして、国保の制度の仕組み中で、給付費に對しまして支払われる公費の算定方法等によりまして、歳入の方が減っているといったような、25 年度の状況がございます。それに加えて、26 年度の算定におきましては、さきほどおっしゃいました療養給付費の交付金という項目が大きく減額になっております。3 割程度の減額になっておりますが、これにつきましては、内容は、退職者医療の関係の給付が減るということでございます。内容としましては、対象者が減るといったようなことが見込まれておりますために、大きな金額の変動となっております。

そのほか、制度の仕組みの中での、収入の見込みを出しましたところ、全体としまして 6,100 万円の歳入不足といったようなことが 26 年度見込まれるといったこととございます。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） そうしますと、ただいまの説明で療養給付金交付金、退職者医療の関係の給付ございます。これはもう、ここははっきりしている数字でございますか。それと税収が平成26年度決算見込みでは1,800万円の減となりますが、軽減措置その他ということでありましたが、ということはかなり保険税の上がない人もおるといってございませうか。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長 住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） お答えいたします。税収の減になっております内容ということですが、軽減範囲の拡大が26年度に制度の改正によりまして、行われます。これによりまして、軽減を受ける方が増えるということになりますので、その分の税収が減になるという意味でございます。金額にしまして、1,200万円が減収になるということでございます。

○議長（野口 俊明君） いいですか。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 11番 西尾 寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） 資料を見ますと、26年度決算見込みということですが、9,000万の赤字、その中で8,000万の赤字が共同事業、拠出金が増えた上に、交付金が減っていると、8,000万減っているんですけども、これ3年間の平均をとるといような説明を受けましたが、3年連続引き上げ、加入者には相当の負担というのは分かります。ただ、来年度もたぶんこの拠出金、共同事業については、同じような赤字にならざるを得ないでしょうか、これが1点。

それでですね、もう1点ですが、後期高齢者、この移行によってこれが上がるという話でございました。来年度についても、もういっぺん上げざるを得ないというような状況になった場合に、また負担半分、拠出金、繰入半分というお考えなのか、これ、続けていくとですね3年後には無くなるというようなこと、まあ以前話をしましたけども、それが実は心配ということだと思います。そのあたりのシュミレーションといいますかね、今後の予定というか、やり方というか、というようなことの、話合われると、話しておると思うんですけどね、その時にじゃあどうするのか。他町村も、やっぱり同じような悩みを持っておりまして、やはり、横並びで、皆さん苦労しながら、給付率、税率をですね、抑えるような形をしておりますが、中には、それは形だけであって、中にはやっぱり一般財源からの繰り入れという繰り出し、という町もあるみたいです。実際に法定外というふうになるわけですが、もし3年後、あるいは2年後になるやもしれませんので、そのあたりのお考えこの3点についてお伺いします。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長 住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） お答えいたします。

まず、1点目ですが、来年度も同じような状況と考えるかということでございます。共同事業の影響というのは、先ほどもおっしゃいましたように、前々年度の3年間の平均で拠出金の算定の基礎を使うという仕組みになっております関係で、共同事業の影響は来年も同じように影響があるというふうに考えております。

それから、後期高齢への移行等ということですが、医療費のことですので、新しい高額の対象者の方の発生ということも考えられます。どうしても、移行される方もあるわけですが、どの時点でどれぐらいの医療費を個々の方が受けられるかということも、なかなかトータル的に見ますと、分析のし難いところがございます。特に25年度急激に金額の方が減ったという現象につきましても、同じ年度のうちに、そういう高額の方が、かたまっておられたといったような状況も今後ありうるかもしれないといったようなことも課内のほうでは話をしております。なかなか最終的に医療費の動向というのが本当に難しい、見込みというのが難しいといったような話をしておるところでございまして、先の見通しをはっきり持つというようなことが困難であるというふうに考えております。一番今の数字を見まして、予測をするといったような考え方で、予算の方を編成していく考えでございまして、

それから一般会計からの繰り入れということの考えが将来的にとということでございますが、今のところまだ基金の方もなんとか少ないわけですが、なんとか今年度もやりくりをして、税の方をお願いをしてといったようなことで、今回改定の方を提案しておるところでございまして、

今後につきましても、国保会計、単年度収支でございまして、年度末の収支の状況を見ながら、同じような考え方で、今後の税の負担につきましても、基金の導入につきましても同じような考え方でその時の現状で検討してまいるといったような考え方でございまして、

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長 11番。

○議長（野口 俊明君） 西尾 寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） 若干ちょっと答えがあれですけども、同じ状況がね、たぶん続くんですよ。基金も減るんですよ。それで3年連続となりました。来年もたぶん同じ状況、あるいはもうちょっと悪いかもしれないというふうに考えるわけですけども、そうなった場合に今度はたぶん前年度繰り越しが無いというふうになると、まるまる1億近いお金が不足する、同じ状況ですよ、繰越金がなくなったわけですから、そうになると1億もの金が不足するわけですよ。この度はまあ6,000万で済んだんですが、来年はもうちょっと悪いということになると、半分半分、5,000万5,000万というふう

になりますと、基金も来年で無くなる。あと 6,000 万、今回 3,000 万使うということですれば、基金が来年で無くなる。そのうえ、負担も 5,000 万近くかかるというシュミレーションを私だけでは考えていますが、基金がなくなる、じゃあもし何か、基金がないのに、風邪が大流行、まあいろんなこと、難しいことがあるやもしらん、それは想定外としてでも、このままでいってもそういうふうを考えられるんですよね、その時にどうするかという話を私はしている。来年もたぶん上げるんだと思うんですけどね、負担と半分半分、同じ考えで行けば。でも、今回よりももうちょっと増額、増率になるんですよ。はっきりその辺あたりがね、だいたいわかるとるんですよ。そうすると今回こうだけど、来年もっと悪くなるというような話もね、実はね、もうしとくべきじゃないかなと思います。その時に手当もこういうふうに考えるという話をね私はしていただければ、よく分かりやすいじゃないかなあと思うんですが、どうでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 基金の額が減少しつつあるという現状のなかでのご心配あるいは今後の動向ということのご質問だと思いますが、いずれにしてもそういう状況を踏まえながら、年度あるいは数年度、状況を見ての判断を迫られることになろうと思っております。議会の皆さんの方にもご相談をいただく中で、いろいろな案についてもご提案をさせていただいたりということがあろうと思っております。

いずれにしても、最終的には議会の皆さんとのご相談の中で決していくということであらうと思っておりますので、この基金が少なくなるという現状を踏まえながら、今後の対応ということについては、そういった思いでありますのでよろしくお願い申し上げます。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾 寿博君。

○議員（11 番 西尾 寿博君） いやいや、どういった思いというのをはっきり言ってほしいんですけども。来年で無くなると、無くなるんですよ。例えばですよ、3 月の時もそうですけど、いつもこの話が出るんですよ、介護保険だとか国民健康保険税の特別会計が出ると、必ず出てくるのがこの話なんです。そうすると、5 月の終わりこの臨時議会の時に分かりますからって言うんですよ。でももうだいぶシュミレーションしてわかるとると思うんですよ。それで、じゃあ来年は来年で考えましょうというような話でなくて、もう基金も減っているわけですよ。たとえば 5 年前の基金からいうと、もう 3 億いくらあったのがもう無くなる。6,000 万。3 億円無くなっちゃたんですよ。そのうえに、来年はもう無くなると私的には予想してるんですけども、そういった時の手当を半分半分ということなのか、あるいは違う手だてを考えるのかという話なんです。そういった話をしてくださいよ。

○副町長（小西 正記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 将来的な財源を示せというようなことだというふうに聞いております。将来ははっきりいって予測できないわけですが、実際シュミレーションとしてはそういうふうになった場合はどうするかということは検討しておりますけども、決定事項でもありませんし、もう少し内部で検討させていただきたいというふうに思います。

平成 29 年には県下一本に国保会計がなるように流れが進んでおります。その中で基金がどういうふうな収入をされるかという、例えば全部持ち出しなのか、あるいは町に留保なのかということも明確に示されておりませんので、そこらの情報も含めながら、検討をさせていただき、議会の皆様とご相談させていただきたいというふうに思いますので、もう少し時間をいただけたらと思います。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 了解。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（1 番 加藤 紀之君） 議長 1 番。

○議長（野口 俊明君） 1 番 加藤 紀之君。

○議員（1 番 加藤 紀之君） 資料 2 ページにですね、試算③で 1 人当たりの平均国保税額がまあ約 11 万円というふうになっておりますけども、この 1 人当たり平均の、平均の対象の方の年収というか所得というかは、だいたいどのくらいだというふうに考えておられますか。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長 住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） お答えいたします。1 人当たりの平均の金額の出し方ですけども、国保の加入しておられる人数で単純に割った平均値でございます。所得の、平均の方の所得といったような把握の仕方はしておりませんので、以上です。

○議員（1 番 加藤 紀之君） 議長 1 番。

○議長（野口 俊明君） 加藤 紀之君。

○議員（1 番 加藤 紀之君） そういう考え方だとですね、この金額がはたして重いものなのか、軽いものなのか、判断しかねるんですけどいかがでしょうか。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長 住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） お答えいたします。資料になりますが、3 ページ左下の方に標準割合ということで、あげさせていただいております。国保税の積算の仕方につきましては、ここにあげてあります所得割、資産割、均等割、平等割という 4 種類の算定の方法を用いまして、算出しております。こういった関係上、所得による金額って

いうものが直接反映しておるといったようなことでもございませんので、ご理解をいただけたらと思います。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（7 番 大森 正治君） 議長 7 番。

○議長（野口 俊明君） 7 番 大森 正治君。

○議員（7 番 大森 正治君） この大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場で私は討論いたします。

今年度、平成 26 年度は約 6,160 万円の財源不足が生ずると、そういう理由から穴埋めとして国保税の引き上げ、国保基金これで賄うというものであります。ここでの引き上げ額は 1 人あたり 7,000 円以上。昨年度に引き続く大幅な引き上げ額と思います。そして年間の国保税の負担額は約 11 万円。ただでさえ国保税は高くて増税に四苦八苦しでいらっしゃる世帯が多いなかで、一人あたり 7,000 円以上引き上げる、そして 11 万円もの負担、これは被保険者にとりまして、あまりにも厳しいと言わざるをえません。

先ほど加藤議員のほうから質問がありましたけども、この収入、所得の具合はどうなんだと、被保険者の、というふうな質問がありましたけども、それにまともに答えられないというのが私は非常に不思議でなりません。そういうことも見たうえでの引き上げであらねばならないと思うんですが、ちょっと不信感を私は持ちました。この国保税加入者の世帯の所得関係というのは、非常に劣悪だということを資料からも私は得ておりますけども、無収入の世帯が約 3 割ぐらいあるということです。200 万円未満が 9 割ぐらいあったんじゃないでしょうか、間違いがあったら訂正したいと思いますが。そういう厳しい世帯が多いなかでの、この国保税の引き上げ、あまりにもやっぱり厳しい、被保険者にとっての厳しさは計り知れないものがあるというふうに私は思います。しかも 3 年連続の引き上げであります。この 3 年間の引き上げ額は 1 人あたりでこれも平均ですが、合計約 2 万 4,000 円にもなります。このような大幅な引き上げは、そして住民負担増は、私は到底認めることが出来ません。今、私たち町民の暮らしは、消費税の 8% への増税、介護保険料や医療費の値上げ、円安によるガソリンや灯油、食料品など物価の値上がり、その一方で年金は減らされ、削減され、収入は上がらず、苦しくなるばかりであります。これに追い打ちをかけるような国保税のさらなる引き上げは、町民感覚からすれば、許されるものではないというふうに私は考えます。

地方行政、つまり自治体の役割ってというのは、住民の暮らしを守り、住民福祉の増進を図ることにあるはずなんです。なのにその逆を行く、国保税の大幅な引き上げは、住民

の安心に背中を向けるようなものです。住民の方をしっかりと向いて、住民の暮らしに思いを寄せるならば、税率、税額を据え置くことができたのではないのでしょうか。たとえば、先ほども言いましたが、国保基金から3,000万円繰り入れるならば、財源不足のあと残りの3,000万円余りは、一般会計から繰り入れることが出来るはずですが。こういうときこそ、一般会計の財政調整基金、これを活用したらいいのではないのでしょうか。昨年度末でのこの財政調整基金は約19億円もあるわけですから、そのわずか1.6%を使うだけで今年度は国保税を引き上げる必要はないのです。これは、町長の英断でできることであります。一般会計から国保会計に繰り入れることは、他の健康保険との公平性がなくなるという、そういう意見もあります。それは私は当たってないと思います。なぜなら他の健康保険は、事業主と本人の負担割合が半々であります。しかし、国保の場合は事業主ともいえる国の負担がこの間ずっと減らされ続け、今や国の負担はやく25%しかありません。まさに半分、半分の半分4分の1なんです。だから被保険者の負担が大きい国保に一般会計から予算を繰り入れても不公平ということは無いというふうに思います。むしろ保険者である自治体が積極的に財政支援をすべきだとも思います。現に県内では約4割もの市町村が一般会計からの法定外繰り入れをしているわけですから、わが大山町でもやろうと思えばできるわけでありまして。この基本的なスタンスを基金と住民負担に負うということをおっしゃいましたが、そこは私は改めていかなければならないんじゃないかなというふうに強く思います。以上の点から今回の国保税条例の一部を改正する条例は、否決して、税率、税額とも今年度は据え置くことが、国保加入者の願いに沿うものになると考えます。皆さんの賛同をお願いいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（8番 杉谷 洋一君） 8番。

○議長（野口 俊明君） 8番 杉谷 洋一君。

○議員（8番 杉谷 洋一君） 私は賛成の立場でお話をさせていただきます。

さきほど大森さんのあるいは話を聞いて、ほんとにバラ色のいい話で、私も一般財源から入れたらいいとは思いますが。ただこれ法定外で基本的にはだめだよというふうになっております。〔「なってませんよ」という声あり。〕なっとる、なっとる。基本的には、今言ったのは。〔「発言を控えてください」という声あり。〕ちょっと余分な話は待ってほしいわ。許可……。そういうところで私は、一般財源から繰り入れた時には、例えば、教育費あるいは少子化対策あるいは健康対策、いろんなところをですわ我慢して、じゃあここに取り入れるかということになってくると思うんですね。けどこれは、国保税の相互扶助ということでやってあるわけですし、例えば厚生保険の皆さん、あるいは共済の皆さん、それぞれのところでいろいろ苦しいながらも頑張っておられます。ただ私は、こういうのが医療費、介護税が上がっていくというような、やっぱり私はそれまでの、いかにそれを平素からどう抑えていくかということ、健康対策のそうい

う面での健康対策ということをしつかり、そういう方にお金を一般会計を繰り入れて、健康な町民を作っていくということが、私は大事だと思います。むしろ一般会計をつぎ込むならば、むしろそういうところに、町民の健康を重視した施策に取り組んでいただきたいなあというふうに思います。そういうこと、まだたくさん言いたいことは山ほどありますが、皆さんの顔を見たらこれは当然のことだ、仕方がない、我慢するんだという顔ですので、ここらあたりで賛成答弁を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（野口 俊明君） ここで皆さんに注意いたします。発言許可者のみの発言にしてくださいと思います。野次等は発言しないようお願いいたします。それから皆さんベテランの皆さんがですね、もう少し大きなで議席番号をお願いいたします。

それでは続けます。次に原案に反対者の発言を許します。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長 4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 私は反対の立場で討論したいと思います。

質疑のなかでも述べたように、また先ほど大森議員が言われたように、この高すぎる国保税の元凶は国が国保への負担金を減らしてきたことにあります。先ほど杉谷議員のほうから法定外繰り入れはできないということと言われましたけれども、実際この間、インターネット上でいろいろ調べてみますと、法定外ではなくてですね、説明資料でもいただいたように、行政のほうでも医療費低減に向けた取り組みについて、ということでもいろいろな事業を行われています。この部分について、はっきりとルールを定め、国保の特別会計から切り離して、制度外繰り入れという制度を作ったうえで、それにあたる部分を一般会計のほうから予算化する。さきほど大森議員のほうからは、財政調整基金を取り崩してということがありましたけれども、そうではなくて、はじめから当初予算として組むということが、実際国保を維持していく、それから自治体の目的である住民の暮らし、健康の増進、早期発見、早期治療に努める、ここの部分をですね、もっと国に対して強調してです。強調して、新たに制度外繰り入れという仕組みを使って繰り入れる、繰り入れることによって、国保のこの金額を引き下げることができるのではないかというふうに思いますので、この議案73号に対して反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） なしということで、討論なしと認め・・・

○議員（10番 近藤 大介君） 議長 10番 反対討論。

○議長（野口 俊明君） 10番 近藤 大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 本提案に反対の立場で討論させていただきます。

前の2人は国保の税率を引き上げるべきではないということでの反対討論でございましたが、私は180度違う理由で、もっと国保の税率を引き上げる必要があるのではない

かという、逆の意味での反対での討論をさせていただきます。

もちろん税金はできるだけ安くあるべきです。今の国保の負担が決して安いとも思っていない。しかし、現実にはですね大山町では国保会計を維持するために 23 億円の予算がかかっています。この 23 億円の事業を維持するためには、国保の税額として現実的に 26 年度 5 億 1,000 万円の税収が無ければ維持できない、本来そういう会計です。しかし現実的には現状の税率で計算した場合に、4 億 2,000 万で 9,000 万円の財源が不足すると。今回の提案は、そこを、まあ基金を取り崩すのでとか、あるいは前年度の繰越金をすべて使うのでという理由で、9,000 万円不足するうちの 3,000 万円分だけを税率の引き上げで賄おうということでもあります。

しかし、西尾議員が先ほど質疑でされたように、これでは根本的な解決には全くなっていません。しかも、基金が合併時には 3 億を超えるだけの基金だったのが、今 1 億ほどで、今回ここからさらに 3,000 万円の基金を崩すことになればもう 8,000 万円を切れると、この税率で維持していった場合、来年度には本当に基金はなくなる、来年度じゃないですね、27 年度末には基金も底をついたうえに、なおかつさらなる税額の引き上げが必要になる。そういう非常に厳しい状況になることが今から見えております。小手先の税率引き上げで本当にいいのか、町民の皆さんにも本当によくここは考えていただかないとこだと思います。国保の医療費の給付をできるだけ抑制するためには、町民の健康を維持しながら、給付を引き下げるにはいったいどうしたらいいのか、本気で考えなければなりません。また、税率はどこまで引き上げなければならないのか、場合によっては一般会計の繰り入れをするのであれば、どこまでが許容範囲なのか。29 年の広域化の話ということもありますけれども、やはりそういったことを考え合わせながらも、我々は今この時期にもっと真剣に議論する必要があるのではないかと。そういう意味で小手先の、町民に実態をきちんと説明しないまま、小手先の税率を引き上げすべきではないという理由で本案には反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議員（11 番 西尾 寿博君） 賛成討論。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

11 番 西尾 寿博君。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 原案に賛成の立場で討論させていただきます。

ずっと以前からこの問題は皆さんがほとんど気をもんでいるというかね、上がるんですよ、ずっと上がってます。私も議員してからずっと上がって、補正組むたびにほとんど上がってます。そういったことで、解決ができないんですね。そういった中で、県が 29 年度から一括でやりましょうと。ただ、副町長もおっしゃってましたが、その中身がまだよく見えてない。というのも、県も国の予算措置待ちというか、要件待ちという

ようなことなんだろうなという予測はできます。ただ国は、いいかげんなもんですね、拠出金は減らします、負担金減らします、しかしながら平均年額の 5%程度の積立をなささいよ。法定外からの繰り入れはやめなささいよというようなことを言っておるんですけども、親からの仕送りが無いのに、なかなかできないというのが現状だろうというふうに思います。他町村のデータを見ますと、ちょうど大山町が平均点、平均ぐらいの金額なんです。みなさん見ると分かりますが、市はほとんど高い、1 万から 2 万は年額で高い数字になっておりますが、いずれもっと上がるというふうに、この 29 年度までに上がるんでしょうけども、そのすり合わせをどうするかもまだなかなか決まってない。そして、最初の反対、先ほどの反対者はですね面白い話をしたなというふうに私は思ってますけども、最初の反対討論の中に、一般会計から出すと、なるほどみやすい話なんですけども、まともに真面目に税金を払っておられる方は、その税金も実は貯金なんですよね。大まかにいうと。そのいろんなために使うためのお金をまたその特定の負担者のためのお金をまたそこで出すというふうになると、二重負担なんですよ。国保は払いながら、また違う方から国保につき込む、いうことで、違う思いを思いながら出した税金がまたそこに支払われてしまうということで、実は分からないままいっちゃう。そして、苦しい方おると思いますが当たり前です。しかし、3 割負担の方もおられます、5 割負担の方もおられます、7 割。すべて負担なしという方もおられます。はっきりした数字は忘れましたが、たぶん半分くらいの方が払って、あとの方は減免、なにかの減免をされると、そういった制度もあるわけですし、ちゃんと払った方の分をまたもういっぺん引き戻して、繰り入れるというやり方になると、今何が言いたいのか、今の現状でこのやり方が基金も若干あるんで、ぎりぎりの線で取り崩しましょう、そして、加入者の方は申し訳ないが、負担をしていただきましょうというのが、今のこの今回の税率アップ、保険料アップということになるんじゃないかと思いますが、将来、近い将来ですよ、来年再来年の話だと思うんですが、29 年度までにですね町としてもこの間、県が考えるんでしょうけども、その間、町民の皆さんにお願いするところはお願いして、将来設計を、今後のやり方をちゃんと説明していただければなあというふうに申し置いといて、私はこれがベストのとりあえず、案だなというふうに思いますんで、賛成といたします。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 73 号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 73 号は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は 10 時 50 分といたします。休憩します。

午前 10 時 39 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

日程第 4 議案 74 号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

日程第 4、議案第 74 号 平成 26 年度大山町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 74 号 平成 26 年度大山町一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、緊急に施設の修繕を凶る必要が生じたこと等により、歳入歳出予算の過不足を調整するため、本議会の議決を求めるものでございます。

この補正予算第 1 号は、既定の歳入歳出予算の総額に 395 万 4 銭円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 99 億 4,395 万 4,000 円とするものでございます。

次に、第 1 表を歳入から各款をおってご説明を申し上げます。

第 80 款繰越金は 395 万 4,000 円を追加いたしております。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 10 款民生費は 190 万円の追加で、第 5 項社会福祉費の社会福祉施設費で保健福祉センターだいせん浴室ろ過装置改修工事 190 万円を計上いたしております。第 20 款衛生費は 205 万 4,000 円の追加で、第 15 項上水道費の上水道費で簡易水道事業特別会計への繰出金を計上いたしておるところであります。

以上で、議案第 74 号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長 9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番 野口 昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） ここで、工事請負費がみてございますが、大山の浴室ろ過装置修繕ということございますが、福祉センターだいせんの、浴室、これの利用に関して、だいたい利用は町民全体、一般町民全体に浴室開放がしてあるのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 議長 福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 持田福祉介護課長。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） お答えいたします。保健福祉センターだいせん、平成 9 年の 1 月に竣工しておりますが、同時期にお風呂が、浴室が出来ております。平成 19

年までは一般開放をしておりました。それ以降は利用者はですね、デイサービスの利用者の方だけのみの利用になっております。以上です。

○議員（9番 野口 昌作君） 9番。

○議長（野口 俊明君） 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 19年までは一般開放だったけども、19年以降はどうと言われましたか。もう一度ちょっと教えてください。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 議長 福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 持田福祉介護課長。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 当時のいきさつを正確には存じ上げておりませんが、利用者の方がだんだん減ってこられたというようなことも原因だというふうに聞いております。利用者の方は、デイサービスの方で使っていると。一般開放、今現在は、社協さんのデイサービス事業で使用しているということであります。

○議員（9番 野口 昌作君） 分かりました。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議長（12番 吉原 美智恵君） 議長 12番。

○議長（野口 俊明君） 12番 吉原 美智恵君。

○議長（12番 吉原 美智恵君） 今現在の、利用状況で分かりやすく、デイサービスの方が1日何組とか、1か月とか、数字は分かりましたら教えていただきたいと思えます。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 議長 福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 持田福祉介護課長。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 具体的な利用者数の方は把握しておりません。申し訳ありません。

○議長（12番 吉原 美智恵君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 吉原 美智恵君。

○議長（12番 吉原 美智恵君） そうは言いましてもですね、190万円の工事請負費をここで上げるわけですけども、やはり、指定管理に出されて、社協がやっている事業とはいえ、この施設を利用するにあたっての一般開放がないということですので、利用状況は知っておくべきではないかと思えますがいかがでしょうか。

〔「そうだ」と呼ぶ者あり〕

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 議長 福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 持田福祉介護課長。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） ただいまのご指摘のとおりだというふうに思います。今までは利用状況の報告を受けておりませんでした。今年度から受けるようにしていきたいというふうに思います。

○議長（野口 俊明君） いいですか。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議長 11 番

○議長（野口 俊明君） 11 番 西尾 寿博君。

○議員（11 番 西尾 寿博君） この間の一般質問のときに、管理制度のあり方ということをお私ちょっと話をしたと思うんですけども、指定管理者に出して、相手方の意見あるいは実施状況とか把握してないというのが今でもよくわかるんですよ。こんなことだろうとは私はだいたい想像してますけどね。それでなんかあると、たとえば議員に言われたとか、あるいは一般の町民の方から、なんだあそこちょっとサービス悪いよとか、返事せんとか、いろんなことがあって初めて出向いていくような気がしてならんのですわ。

今の話でもそうだと思うんですけども、一事が万事、例えば大山の奥の方の施設管理なんていうのは、なかなか行ってもおらんとか、誰もこんよとか、みたいな話も聞いたりします。私ねえ、そのあたりが指定管理者たる欠点、管理する側が実は誰なのか、指定管理者じゃありませんよ、当然ね、予算をつけてお金を出す、それを決算する、そのそちら側が本当の管理者であって、町民説明するのはその方ですよ。それが出来ないということなんですよこれ。こういったことで、私は必要のないのかもしれないものを利用者が無くて、もう辞めようやと、温泉館もどうぞ行ってくださいと、ナスパルの方でいいんじゃないの、そういったねえ、どちらがいいか、状況見ながら判断することが、実は本当の管理者の管理だと思うんですが、どうでしょうか。町長。

○副町長（小西 正記君） 議長 副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 施設の利用に関しては、おっしゃるとおりだというふうに思っております。私どもの方でも施設の報告は順次受けておるわけですけども、個別案件については、今日は資料を持ってきてないというふうに思っておりますんで、それについては、また整理して、皆さんの方にご報告をさせていただきたいというふうに思っております。

施設のあるべき姿ということでありますので、使っておられる浴室ということで、それを改修するというふうな意味合いで施設改修の予算計上させていただきました。この案件につきましては、一つ一つの案件は町が合併してから、どこに施設を集約するといった、あるいはこれから重点的に施設配備というものも検討していかなければならないと思っておりますので、今のご意見を参考にしながら、十分に検討させていただきたいというふうに思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議長 11 番。

○議長（野口 俊明君） 11 番 西尾 寿博君。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 私が言いたいのは、190 万円がどうこうという話じゃな

いんですよ。たぶん調べられたら、ああ結構使つとるのかなあということになるかもしれませんが。それはそれでいいわけですけども、問題はね、管理監督者は誰であるか、管理監督者のあるべき姿はどうであるか、それは、なぜこんなことになっちゃうかということを見ると、自分のお金でないからなんですよ、はっきり言ったら。自分のお金190万円を使ってみなさいよ。いるかいらんのか、あるいはどの程度のものやるのかやらんのか、考えますよ、当たり前じゃないですかそんなもん。自分のお金と思って考えてくださいよ、それが町民の税金を扱っている、使い道を考える、これ執行部じゃないですか。それがねえ、出てくるんですよこうやってちょこちょこちょこちょこ。私はね、指定管理者出したから、もうそこでいいわ。いうようであれば、もう相手のいいなりですよ。このままいきますよ。こんなのやったほうがいいですよ。条件がいい、サービスの向上します、でも金がいらしますよ。直さんでいいものを直してみたり、倉庫にほったらかしのものを買ってみたり、そんなこと始まりますよ。私はそういった考え方を聞きたいんですよ、はっきり言ったら。町長答えてください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 町の方ではいろいろな施設に対して指定管理に出しております。西尾議員のいろいろなご指摘ということなのかなという具合に思っておりますが、管理をするものにとって、やはり実際に事業、運営をしていく、管理していくことについての報告、これは担当の方から逐次あげているという状況であります。

例えば中山温泉、その月のいろいろな状況の報告であったりとか、あるいは入浴者のいろいろなそうした報告を見ながら、推移を見ているというのが現状であります。それから管理の在り方ということにつきまして、少し試み、なんと言いますか、やってみることについても、検討させていただきました。6月に入りましてから会を持つようにしておりますけれども、山香荘の指定管理に出しておる事業者があります。出してから1年間経って、2年目に入るという状況の中で、担当する事業者と議員さん含めて、状況の報告やお互いに意見交換をして、さらなる提案によつての取り組みが十分になされているかどうか、そうした会を持つようにいたしております。

ご指摘をいただいております点につきましても、ほかの場面の事業者におきましても、ご指摘をいただいたことでもありますので、そうしたことも含めながら、担当部署も含めて、状況の報告を受けたり、あるいは提案に対して、十分になされているかどうかのチェックをしたいということを進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議員（11番 西尾 寿博君） 了解。

○議長（野口 俊明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（1番 加藤 紀之君） 議長 1番

○議長（野口 俊明君） 1番 加藤 紀之君。

○議員（1番 加藤 紀之君） 私は反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほどの質疑のやり取りを聞かせていただいた限りでは、この予算で修繕をしなきゃいけないのかどうか、まったくもって判断する要素に欠けております。ですので、言われたままに必要なだから改修しなきゃいけないんだ、ではなくて、しっかり判断に値するものを用意していただいて、もう一度提出してもらいたいなというふうに思います。

○議長（野口 俊明君） 加藤議員。わざわざ回らなくてもいいです。

次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第74号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案75号

○議長（野口 俊明君） 日程第5、議案第75号 平成26年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第75号 大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案の主な補正内容は、歳入は繰入金の増額、また歳出は総務費の増額であります。

既定の歳入、歳出予算の総額に、それぞれ205万4,000円を増額をし、歳入、歳出それぞれ1,031万2,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、説明を申し上げます。

まず歳入につきまして、第20款繰入金205万4,000円の増額は、総務費、維持管理

費の増額によるものでございまして、一般会計からの繰入金であります。

次に歳出についてでございます。

第5款総務費第5項維持管理費205万4,000円の増額は、今月の落雷により故障した赤松簡易水道の水源地の非常通報装置、水中ポンプ設備の取替に伴う工事請負費であります。

以上で議案第75号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。
- 議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長 4番。
- 議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。
- 議員（4番 圓岡 伸夫君） 落雷で壊れたということですがけれども、今現在どういう状況で、配水をされているのか、簡単に説明をしていただけたらと思います。
- 水道課長（白石 貴和君） 議長 水道課長。
- 議長（野口 俊明君） 白石水道課長。
- 水道課長（白石 貴和君） 失礼します。圓岡議員さんからの質問でありますけれども、以前の赤松の簡易水道の水源を使わせていただいております。以前の水源と言いますのが、精進川の方の伏流水を取る水源であります。それで今現在でありますけれども、営農整備ということで、精進川の水源のほうがかなり水質についても不安定なところがある、例えば大水とかなんか出た場合にちょっと濁ったりと、不安定な面があるということの水源のようでありまして、深井戸を掘っておるところであります。その深井戸のほうの水中ポンプと非常通報装置が故障いたしました。今月の8日の落雷でありますけれども。そのポンプと通報装置を修繕するという補正予算でありますけれども、今現在はその伏流水、川の伏流水で不安定な水源ということがありまして、緊急ということでありますので、臨時議会ということで提案をさせていただいたところあります。以上です。
- 議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長 4番。
- 議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。
- 議員（4番 圓岡 伸夫君） はい。今説明を聞いて、非常に緊急を要するものではないかというふうに私は感じました。そういった中でこれまでも、いろいろな場面で専決が出てくるわけですがけれども、実際今これ、議会をこれから通って、それから発注をかけて、ポンプなり、その他諸々の物が元通り直るのにかなり時間がかかるのではないかというふうに思いますけれども、8日から今日29日で、20日ほど日にちが経っているわけですがけれども、これをこの臨時議会で出された、いわば専決をせずにここの臨時議会で出したという理由をお聞きしたいと思います。
- 副町長（小西 正記君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 小西副町長。
- 副町長（小西 正記君） できるだけ、議会のほうからは専決をせずに、議会に上程し

ろというふうなご指示があったというふうに思います。水中ポンプのほうもですね、メーカーのほうに在庫があるのかどうかの確認作業中でございますので、できたら議会承認後すぐにでも発注して、速やかに工事にかかるようにしたいというふうに思います。

○議長（野口 俊明君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 75 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 75 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案 76 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 6、議案第 76 号 平成 26 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 76 号 平成 26 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成 25 年度において、歳入が不足したことにより地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき、必要な額を平成 26 年度歳入の繰上充用として計上することにつきまして議決を求めるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 306 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 21 億 5,111 万 5,000 円といたしております。

歳入からご説明を申し上げます。

第 20 款支払基金交付金 24 万 8,000 円の増は、前年度概算払された介護給付費交付金

の追加交付によるものであります。第 25 款県支出金 281 万 6,000 円の増は、前年度概算払された介護給付費負担金の追加交付であります。

次に歳出につきまして説明いたします。

第 40 款前年度繰上充用金は 306 万 4,000 円で平成 25 年度に充用するものであります。

以上で、議案第 76 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議長（4 番 圓岡 伸夫君） 議長 4 番。
- 議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。
- 議長（4 番 圓岡 伸夫君） 全員協議会で説明資料をいただきましたけれども、改めてそもそものところからお聞きしたいと思いますけれども、私の認識としては、この地方自治法施行令にも書いてあるように、前年度繰上充用金とは、会計年度経年後その会計年度の歳入が、歳出に対して不足する場合に翌年度の歳入を繰り上げて、その年度に充てるものをいうというふうに書いてあるわけですが、歳出にですね、繰上充用金という款を設けることができるのかという認識をお聞きしたいと思います。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 議長 総務課長。
- 議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 26 年度側の歳出の方に今言われた款を設けることができるということで認識しています。
- 議長（4 番 圓岡 伸夫君） 議長 4 番。
- 議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。
- 議長（4 番 圓岡 伸夫君） 時間を取らせて非常に申し訳ないと思いますが、主語はですね結局、歳入が、なんですよ、なのに、要はここを見るとですね、要は歳入では項目があるんだけど、歳出の方にそれに該当するものが無いから繰上充用という項目でないかというふうにも取れないこともないと思うんですけど、あらためてよく聞き取れなかった部分もありますので、再度お願いします。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。
- 議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 不足する額はですね、25 年度側の歳出の額が、歳入の額が不足するという形になりますので、26 年度側のほうからその分を繰り出すという形になります。25 年度側はですね、決算のほうで今度ご報告することになると思いますけれども、平成 21 年、失礼 20 年ですか一度やっておりますけれども、決算上は赤字が出たということをご欄外に文書でご報告するというような形になります。
- 議長（4 番 圓岡 伸夫君） 了解です。
- 議長（野口 俊明君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 76 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 76 号は、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長（野口 俊明君） これで、本臨時会の会議に付議された事件は全部終了しました。会議を閉じます。平成 26 年第 4 回大山町議会臨時会を閉会します。

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午前 11 時 19 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 米本 隆記

署名議員 大森 正治